

# 四街道市第4回農業委員会議事録

令和8年7月10日(金)

## 第4回 農 業 委 員 会 総 会 会 議 次 第

日時： 令和8年7月10日

午後2時

場所： 福祉センター3階 会議室1

### 1. 開 会

### 2. 議事録署名委員の指名

9 番 梅 澤 久 史 委員

10 番 名 兎 耶 晴 夫 委員

### 3. 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第3号 令和8年度第4次農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

協議報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について

協議報告第3号 農地等の現況についての照会に対する専決処分について

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第5号 転用事実確認証明願に対する専決処分について

協議報告第6号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

協議報告第7号 生産緑地のあっせんについて

### 4. そ の 他

### 5. 閉 会

出席委員（14名）議席順

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 石 川 博 行     | 2 番 佐 藤 慎 一     |
| 3 番 栗 山 治       | 5 番 中 村 礼 奈     |
| 6 番 三 石 浩       | 7 番 佐 藤 由美子     |
| 8 番 山 崎 哲 保     | 9 番 梅 澤 久 史     |
| 1 0 番 名 兎 耶 晴 夫 | 1 1 番 小 金 井 貞 夫 |
| 1 2 番 細 野 裕 樹   | 1 3 番 江 原 智 希   |
| 1 4 番 勝 山 高 治   | 1 5 番 橋 本 豊     |

欠席委員なし

会議に出席した事務局職員の職・氏名

|       |       |
|-------|-------|
| 事務局長  | 菅原 英明 |
| 主 査 補 | 酒井 哲也 |

# 令和 8 年度第 4 回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和 8 年 7 月 1 0 日（金）

午後 2 時 0 0 分より

場所：福祉センター 3 階 会議室 1

## 1. 開 会

○議 長（三石会長） 令和 8 年度第 4 回定例農業委員会総会を開会いたします。

## 2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

本日の出席委員は 1 4 名ですので、会議規則第 9 条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員 9 番 梅澤委員、1 0 番 名児耶委員をお願いいたします。

本日は傍聴者がおりますことをご報告いたします。

## 3. 議 事

○議 長 はじめに、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」の整理番号 1 項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1 ページをお開きください。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可についての整理番号 1 項をご説明いたします。

譲受人は市内に居住しており、内黒田の畑 8 0 9 平方メートルの所有権を移転するという申請です。譲受人は、農業歴 4 0 年以上で水稻や野菜を耕作しており、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機を所有しています。

今回の申請地は、譲受人が所有する農地に隣接している為、所有権移転する運びとなり申請されたものです。位置につきましては、1 9 ページ及び 2 0 ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第 1 号の整理番号 1 項につきましては、去る 7 月 2 日に第 1 班による事前調査会が行われております。

班長の中村委員に説明をお願いします。

○中村委員 内容は事務局から説明のあったとおりです。第 1 班としては許可相当と判断しま

した。詳細につきましては、地区担当委員より説明をお願いします。

○議 長 続いて、地区担当の江原委員に説明をお願いします。

○江原委員 場所は譲受人の住宅に隣接しており、ハウス等を建てるということです。内容としては、班長、事務局の説明のとおりです。

○議 長 議案第1号の整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当の委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号の整理番号1項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員賛成)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号の整理番号1項につきましては可決いたします。

○議 長 続きまして、議案第1号の整理番号2項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開きください。

議案第1号整理番号2項をご説明いたします。

譲受人は市内に居住しており、上野の畑3筆、合計面積4,059平方メートルの所有権を移転するという申請です。譲受人は、農業歴20年以上で野菜を耕作しており、トラクターを所有しています。

今回の申請地は相続時に親族に分割したのですが、譲受人が所有する宅地に隣接している為、譲受人単独名義に所有権移転する運びとなり申請されたものです。位置につきましては、21ページ及び22ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号の整理番号2項につきましても、事前調査会が行われております。

班長の中村委員に説明をお願いします。

○中村委員 内容は事務局の説明のとおりです。第1班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員より説明をお願いします。

○議 長 続いて、地区担当の小金井委員に説明をお願いします。

○**小金井委員** 事務局及び班長の説明のとおりで、譲渡人と譲受人が相続をし、現在譲受人が住んでいる住居の周りの土地ということで、譲受人に一括贈与し、譲受人が管理していくとのこと。このままの状態、誰かに相続が発生した場合、同じように分割で相続になることを心配しており、全員で相談のうえ譲受人に贈与を決めたとのこと。

○**議 長** 議案第1号の整理番号2項につきまして、事務局及び班長、地区担当の委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○**議 長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号の整理番号2項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員賛成)

○**議 長** 全員賛成ですので、議案第1号の整理番号2項につきましては、可決いたします。

○**議 長** 続きまして、議案第1号の整理番号3項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 1ページをお開きください。

議案第1号整理番号3項をご説明いたします。

譲受人は市内に居住しており、亀崎の田680平方メートルの所有権を移転するという申請です。譲受人は、農業歴40年以上で水稻を耕作しており、トラクター、田植機、コンバインを所有しています。

今回の申請地は、譲受人が所有する農地に近接している為、所有権移転する運びとなり申請されたものです。位置につきましては、23ページ及び24ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議 長** 議案第1号の整理番号3項につきましても、事前調査会が行われております。班長の中村委員に説明をお願いします。

○**中村委員** 内容は事務局の説明のとおりです。第1班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員より説明をお願いします。

○**議 長** 続いて、地区担当の山崎委員に説明をお願いします。

○**山崎委員** 亀崎の物井寄りにある田です。譲渡人が病気になり、維持管理ができなくなったこと、譲渡人の所有している田が1筆であることから、今後のことを考え所有権移転に至ったとのことです。その他詳細は事務局及び班長の説明のとおりです。

○**議 長** 議案第1号の整理番号3項につきまして、事務局及び班長、地区担当の委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○**議 長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号の整理番号3項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員賛成)

○**議 長** 全員賛成ですので、議案第1号の整理番号3項につきましては、可決いたします。

○**議 長** 続きまして、議案第1号の整理番号4項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 2ページをお開きください。

議案第1号整理番号4項をご説明いたします。

譲受人は市内に居住しており、吉岡の畑2筆、合計面積4,559平方メートルの所有権を移転するという申請です。譲受人は、農業歴40年以上で水稻、野菜、柿を耕作しており、トラクター、ショベルカーを所有しています。

今回の申請地は、譲受人が所有する宅地に隣接している為、所有権移転する運びとなり申請されたものです。位置につきましては、25ページ及び26ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議 長** 議案第1号の整理番号4項につきましても、事前調査会が行われております。

班長の中村委員に説明をお願いします。

○**中村委員** 内容は事務局の説明のとおりです。第1班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員より説明をお願いします。

○**議 長** 続いて、地区担当の勝山委員に説明をお願いします。

○**勝山委員** 譲受人の自宅の目の前にある農地です。諸事情により一度手放した土地を買い戻すとのことです。現在も譲受人が管理をしており、きれいに管理されています。その他詳細は、

事務局、班長の説明のとおりです。

○議 長 議案第 1 号の整理番号 4 項につきまして、事務局及び班長、地区担当の委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第 1 号の整理番号 4 項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員賛成)

○議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号の整理番号 4 項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号 1 項及び 2 項は関連がありますので一括議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 3 ページをお開きください。

議案第 2 号整理番号 1 項及び 2 項を一括してご説明いたします。

申請地は、栗山の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地と判断されるところです。

申請者は、申請地が住宅地及び教育施設に近接しているため、特定建築条件付土地 35 区画の住宅用地を計画しました。申請地の周辺は、西側が山林、東側が道路、南側が宅地と山林、北側が農地となっております。また、道路以外の境界にはブロックを 2～5 段設置し土砂等の流出を防ぎます。用水は市営水道、汚水は合併処理浄化槽を通しオーバーフロー分を側溝へ、雨水は区域内の抑制施設で処理し側溝へ排出します。

資金につきましては、自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。

他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。また、開発許可の申請は同時に行われております。位置につきましては、27 ページ及び 28 ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第 2 号の整理番号 1 項及び 2 項につきましては、去る 7 月 2 日に第 1 班による事前調査会が行われております。

班長の中村委員に説明をお願いします。

○中村委員 事務局の説明のとおり、かなり大きい土地です。第1班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員より説明をお願いします。

○議 長 続いて、地区担当の栗山委員に説明をお願いします。

○栗山委員 山林と畑地です。隣接する畑地があるので、事務局からの説明にあったとおり、ブロックで土砂の流入や水の侵入を避けるように進めるそうです。雨水についても、事務局の説明のとおり、貯水槽で処理するとのこと。該当の場所は、狭い道路だが、通学路や抜け道となっており、交通量が多いため、工事車両は工事域内に置き、搬入も通学の時間を避けるなど配慮するとのこと。

○議 長 議案第2号の整理番号1項及び2項につきまして、事務局及び班長、地区担当の委員から説明がありました。

質問等はございますか。

○議 長 細野委員

○細野委員 面積も広いが変形の土地で、道路をどうとるのか事務局で開発の図面等を見ていれば教えてください。

○議 長 事務局

○事務局 (位置図を指し示しながら説明) 両方から間を通す予定です。

○議 長 細野委員

○細野委員 端の方は狭いが宅地の面積をとれるのですか。

○議 長 栗山委員

○栗山委員 大丈夫だと思います。

○議 長 細野委員

○細野委員 分かりました。

○議 長 他に質問はありませんか。

○議 長 山崎委員

○山崎委員 宅地になった場合、そこから出ていく道路が狭く、交通量が多い場所なので、業者にそういった危険性があることを伝えてほしいです。

○議 長 事務局

○事務局 そのような状況に配慮し、隅切りのように斜めに広くとっていたり、6 m道路の確保、カーブミラーの設置などを予定しています。

○議 長 他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号の整理番号1項及び2項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員賛成)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号の整理番号1項及び2項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第3号「令和8年度第4次農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議案とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 4ページをお開きください。

議案第3号 令和8年度第4次農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

四街道市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求められ、審議を求めるものです。

○議 長 続きまして、産業振興課より説明をお願いします。

○産業振興課 4ページをお開きください。第4次農用地利用集積等促進計画案についてご説明させていただきます。

5ページをお開きください。

今回ご審議いただく第4次農用地利用集積等促進計画案は、3件です。甲の欄、「利用権の設定をする者」は3件です。乙の欄「利用権の設定を受ける者、兼、転貸を行う者」は、公益社

団法人千葉県園芸協会です。また、丙の欄「転貸を受ける者」は、法人1件と個人1件です。

番号1につきましては、前回、第3回総会においてご審議いただいた案件ですが、面積に変更が生じたことから、改めてお諮りするものです。変更理由は、対象地に農地以外の土地が含まれていたため、当該部分を除外したことによるものです。対象農地は大日の畑3筆で、利用権の種類は使用貸借権、利用内容は飼料畑として利用、期間は5年です。

番号2につきましては、鹿放ヶ丘の畑4筆で更新、利用権の種類は賃借権、飼料畑として利用、期間は5年です。

番号3につきましては、大日の畑2筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は牧草地として利用、期間は5年です。

6ページをお開きください。

令和8年度第4次農用地利用集積等促進計画による転貸を受ける者の集計表です。

7ページをお開きください。

令和8年度第4次農用地利用集積等促進計画による転貸を受ける者の農業経営の状況等です。内容は記載のとおりです。

説明は以上となります。

○**議 長** 議案第3号につきまして、事務局及び産業振興課から説明がありました。質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○**議 長** 質問が無いようですので、採決を行います。  
議案第3号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員賛成)

○**議 長** 全員賛成ですので、議案第3号につきましては、可決いたします。

○**議 長** 次に、協議報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 8ページをお開きください。

協議報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告いたします。

整理番号1項から3項までの3件です。市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権を移転し、公衆用道路2件、専用住宅に転用する届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第2号「農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 10ページをお開きください。

協議報告第2号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、千葉地方法務局より農地の転用事実に関する照会があり、調査の結果を回答したので報告いたします。

整理番号1項につきましては、令和2年3月12日に農地法第5条許可済地であったことを確認したため、非農地と回答いたしました。

整理番号2項につきましては、20年以上前から山林であったことを確認したため、非農地と回答いたしました。

整理番号3項につきましては、20年以上前から宅地であったことを確認したため、非農地と回答いたしました。

整理番号4項につきましては、平成4年9月18日に農地法第5条許可済地であったことを確認したため、非農地と回答いたしました。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第3号「農地等の現況についての照会に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 11ページをお開きください。

協議報告第3号 農地等の現況についての照会に対する専決処分について、東京国税局より農地の現況等について照会があり、調査の結果を回答したので報告いたします。

整理番号1項につきましては、平成16年9月13日に農地法第5条許可済地であったことを確認したため、非農地と回答いたしました。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第4号「農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 12ページをお開きください。

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項の貸駐車場への転用につきましては、5月18日に佐藤慎一委員と事務局で現地を確認したところ、完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第5号「転用事実確認証明願に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○事務局 13ページをお開きください。

協議報告第5号 転用事実確認証明願に対する専決処分について、農地法第5条の許可処分に対する転用事実確認証明願の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項及び2項の車両及び資材置場並びに駐車場（6台）への転用につきましては、6月18日に佐藤由美子委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに使用しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第6号「農地転用許可後の工事進捗状況報告について」事務局の説明をお願いします。

○事務局 14ページをお開きください。

協議報告第6号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について、報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項の駐車場については、現在造成中です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第7号「生産緑地のあっせんについて」事務局の説明をお願いします。

○事務局 15ページをお開きください。

協議報告第7号 生産緑地のあっせんについて、生産緑地法第17条の2に基づき、四街道市長から生産緑地のあっせんについて農業委員会に協力を求められたものです。

16ページをお開きください。

生産緑地の取得のあっせん公告です。当該地は、栗山の畑2，865平方メートルで、売渡希望価格は2億250万円、平米単価にすると約7万円です。買取者の資格は、農業に従事でき、農地法第3条による許可の取得が見込まれる者です。

申出期限は令和8年7月24日金曜日です。

所在地は、17ページ及び18ページの案内図をご覧ください。

今回のあっせんが不調であった場合は、生産緑地が解除され、土地所有者により農地転用等の処分が可能となります。

内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 協議報告第1号から7号について、事務局から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、協議報告第1号から7号は、終了いたします。

○議 長 以上で、本日の議案及び協議報告については終了しますが、議案及び協議報告に関しその他として何かありますか。

(意見等なし)

#### 4. その他

○議 長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

8月の開催予定については、事前調査会が8月3日月曜日に、第2班の委員にお願いいたします。また、総会は、8月6日木曜日午後2時から、場所は福祉センター3階会議室1です。また、農地相談日は、8月3日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたら、お願いします。

#### 5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉会します。

終了 午後2時37分

令和8年7月10日

農業委員会長

議事録署名委員

9 番

10 番